

年金

...そこが知りたい



住民課戸籍年金係 ☎ 74-3002

「ご存知ですか？」
「学生納付特例制度」

20 歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育

年金相談所開設のご案内

- 日 時 平成 23 年 3 月 29 日(火) 10 時 30 分 ~ 15 時 30 分まで
- 場 所 洞爺湖町役場 302 号会議室
国民年金手帳をご持参してください。
- 問合せ 役場住民課・戸籍年金 G ☎ 74-3002

法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限 1 年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。

学生納付特例の承認期間は、4 月から翌年 3 月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4 月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上、ご返送ください。

この制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受ける

ことができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10 年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

■ 問合せ 室蘭年金事務所(お客様相談室) ☎ 0143-501004 役場住民課住民・戸籍年金 G ☎ 74-3002

住所の異動届出は期限内に

当町に転入された方、また町内で住所を異動された方は、速やかに転入、転居の届出をされるようお願いいたします。

転入届：当町に住所を定めた日から 14 日以内
転居届：町内で住所をかえた日から 14 日以内

■ 問合せ

- ・ 住民課住民・戸籍年金 G ☎ 74-3002
- ・ 洞爺総合支所 ☎ 82-5111
- ・ 洞爺湖温泉支所 ☎ 75-2281

わたしのうた

短歌 (あぶた短歌会) 二月定例歌会より

母は亡く父をも失ふ男の子らは

いかで過ぎむこの霜の夜を

追はれゆく鬼の孤独もあるならむ

追儼の豆は撒かず食べる

あれあれとひと言いつておるおると

脳の仕組に朽ちゆく哀しさ

庭の木に羽を休める鳥のかげ

寒さ続けど春も近きか

母からはゆっくり食めよと教へられ

七十をすぎてやつと悟りぬ

遍路道辿りてくれば亮昌寺

大師の庭に歌詠みて清し

俳句 (あぶた俳句会) 二月定例会より

日脚伸び湾の満ち潮波光り

天地人激動のなか日脚伸び

樽底を浚へ自慢の鯉漬

傘寿とはおまけのいのち福寿草

夕暮れの色にも春の潜みわり

終バスや寒満月にみちびかれ

山 木 孝

赤 塚 瑛 子

大 西 芳 子

北 島 加 代

太 田 智

室 野 晃 慶

小 笠 原 勇

三 瓶 修

井 村 育 子

矢 野 知 子

菅 原 敏 子

那 須 伶 子